

(イ) 年金額の改定

昭和42年以降5回にわたり年額改定があり、昭和46年度は、昭和43年10月から昭和44年9月までの退職者の仮想給料を決定し、公立学校共済組合本部へ進達した。

この改定措置は、昭和35年3月31日において施行されていた給与に関する条例がその者の退職の日まで施行されていたものと仮定し、その受けるべき給料を基礎として年額を算定し、これに一定の増額率を乗じて仮定の給料年額（仮想給料年額という。）を求め、その額にその者の在職期間に応ずる支給率を乗じて改定年額を算出することになっている。

昭和46年における改定は、昭和45年10月から適用されていた増額率88.964%を昭和46年1月から9月までは、92.876%に10月以降は、109.076%に引き上げ、年金の改定の対象範囲を昭和46年9月までに給与事由の生じた年金まで広げた。

その他、外国政府職員等の組合員期間への算入は、昭和20年8月8日までに限るという制約が、昭和46年10月以降、引き続き抑留された期間についても外国政府とみなすことに改められたことに伴い、該当者 名について、改定請求措置を行なった。

(2) 一時金について

昭和46年度において、法の規定により、支部が決定した一時金の給付概況は次のとおりである。

退職一時金	遺族一時金	計
204件	3件	207件
29,136,172円	769,612円	29,905,784円

(3) その他

公立学校共済組合員動態統計調査

毎年公立学校共済組合本部が、長期給付所要財源率算定のための基礎資料をは握することを目的として計画し実施する調査である。

この調査は、現在者と脱退者について行ない、現在者については全組合員の20分の1の抽出調査し、脱退者については、昭和46年12月31日までに退職、転出した者を対象として調査した。

4. 恩給及び退職手当

(1) 恩給の支払い及び受給者の管理

教育関係職員（裁定事務の専決権が教育長にあるもの）の普通恩給、扶助料、退隠料及び遺族扶助料等いわゆる年金たる恩給の裁定及びこれに付随した支払事務並びに受給者の管理等の恩給に関する事務で、昭和46年において恩給等の裁定をうけた者及び死亡その他の事由で恩給権を失った者の概数は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	—	66人
扶助料	41人	43
退隠料	—	1
遺族扶助料	—	1

昭和46年度における支給人員及び支給額の概数は、次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶助料		退隠料		遺族扶助料		計	
小学校	1,591人	454,704千円	826人	117,239千円	36人	8,091千円	3人	325千円	2,456人	580,359千円
中学校	419人	161,754	137	24,668	24	5,219	4	320	584	191,961
盲・ろう学校	3	1,225	6	1,371	1	47			10	2,643
高等学校					11	3,149	5	497	16	3,646
教育委員会その他	59	12,048	41	4,787					100	16,825
計	2,072	629,731	1,010	148,065	72	16,506	12	1,247	3,166	795,549

(2) 恩給年額の改定

恩給法等の一部を改正する法律（昭和46年法律81号）及び福島県職員恩給条例の一部を改正する条例（昭和46年県条例63号）の施行により、全受給者を対象とした増額改定を行なった。

この改定措置は、昭和45年における増額措置の追完分として、昭和44年10月当時の恩給年額の2.25%に相当する額の増額措置を昭和46年1月分から行なうとともに、昭和44年度における公務員給与、物価等による調整分として、追完後の恩給年額を昭和46年10月分から、さらに8.4%増の額に増額した。

その他、昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた者の不均衡是正及び昭和23年7月以後に給与事由の生じた者の陥没是正。さらには、外国政府職員等の抑留又は留用期間の通算及び外国政府等職員等の在職期間の通算条件の緩和等法令改正に伴う措置を行なった。

(3) 退職手当

昭和46年度における退職手当の裁定、支給済額の概数は、次のとおりである。

学校種別	人数	金額
小学校	207人	884,645,376円
中学校	119	411,626,380
高等学校	109	536,783,613
盲・ろう学校	8	18,639,769
養護学校	9	9,377,185
教育庁	1	4,446,630
計	453	1,865,518,953

4. 福祉事業

(1) 県費による事業

① 結婚記念品贈呈（2年目）